

平成29年5月

関係各位

神戸税関業務部

輸出入申告官署の自由化に係る関税法基本通達
及び通関業法基本通達等の改正説明会の開催について

時下ますます御清祥の段、お慶び申し上げます。

平素から、関税政策及び税関行政にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成28年4月に公布されました輸出入申告官署の自由化に係る改正関税法につきましては、本年10月8日から施行する旨、4月7日に公表され、また、本年4月24日、輸出入申告官署の自由化に係る改正基本通達及び改正通関業法基本通達が発出されたところでございます。

関税局・税関におきましては、輸出入申告官署の自由化等について、これまでも、輸出入者様、通関業者様をはじめとする貿易関係事業者の皆様のご意見を幅広く聞きつつ、制度改正の内容についてご理解を深めていただくために、節目節目において説明会を開催してまいりました。

今般、当該通達が発出を受けまして、以下のとおり、輸出入申告官署の自由化に係る関税法基本通達及び通関業法基本通達等の改正に関する説明会を開催することといたしましたので、ご案内いたします。

つきましては、本説明会へ参加を希望されます方は、以下の申込方法に従い、E-mailによりお申込みいただきますようお願いいたします。

記

1. 開催日時 別紙参照
2. 場 所 別紙参照
3. 定 員 別紙参照
4. 説明事項

輸出入申告官署の自由化に係る関税法基本通達及び通関業法基本通達等の改正について

5. 申込方法

別添「参加申込書」に必要事項を記載のうえ、神戸、坂出及び水島会場をご希望の方は6月2日（金）17：00までに、松山及び広島会場を希望される方は、6月9日（金）17：00までに以下のE-mailアドレスに送付いただきますようお願いいたします。

なお、会場の都合上、原則といたしまして、1社2名様までとさせていただきます。

問合せ先：神戸税関申告官署自由化担当（徳岡・吉田）
電話：078-333-4411
FAX：078-333-3185
E-mail：kobe-jiyuka@customs.go.jp

別紙

開催日	時間	場所	定員
6/ 9 (金)	13 : 00-15 : 00	神戸市中央区新港町 12-1 神戸税関本関 2 階講堂	150 名
6/14 (水)	15 : 00-17 : 00	坂出市入船町 1-6-15 坂出港運会館 3 階会議室	50 名
6/15 (木)	14 : 00-16 : 00	倉敷市水島東千鳥町 1-50 水島愛あいサロン (倉敷市環境交流スクエア)	50 名
6/20 (火)	15 : 00-17 : 00	松山市海岸通 2426-5 松山港湾合同庁舎内 松山税関支署共用会議室	30 名
6/21 (水)	15 : 00-17 : 00	広島市南区宇品海岸 3-10-17 広島港湾合同庁舎内 共用 2 階会議室	50 名